

家財保険をご契約いただいたお客様へ

退去時には、家財保険のお手続きが必要です

保険期間中にお部屋を退去される等、下記の「ご通知が必要な変更事項」が生じた場合は、遅滞なく裏面の「異動承認申請書」に変更内容を記載し、郵送でご通知ください。

※保険証券がお手元になくても大丈夫です。ご解約の場合、保険料の一部を返金できる場合があります。

ご通知が必要な変更事項とご記入上の注意事項

①解約

賃貸住宅より退去され、保険を解約する場合は、ご契約者の方が申請書に署名、捺印、退去日（解約日）を記入し、保険証券等を添付の上ご通知下さい。（保険証券等を紛失された場合は、本申請書のみで結構です）

* 解約日より保険に未経過期間が残っていた場合は、当社規程の解約返戻金をお支払いしますので、ご契約者名義の口座をご記入下さい。

（支店名、口座番号相違が多々ありますので、通帳をご覧になりご記入下さい）

②契約者・被保険者氏名変更

契約者の氏名または会社名（商号）を変更された場合は、新しい氏名、商号を異動承認申請書に記入、捺印し変更日（異動日）をご通知下さい。

被保険者（入居者）の方が氏名を変更された場合は、被保険者の新氏名をご記入の上、ご契約者の方が申請書に署名、捺印、変更日（異動日）を記入しご通知下さい。

③契約者住所変更

賃貸住宅に居住されないご契約者（法人や個人事業主が従業員等のために借り上げた社宅等）が、保険証券等の送付先住所を変更された場合は、新しい住所を記入の上、ご契約者の方が申請書に署名、捺印、変更日（異動日）を記入し、ご通知下さい。

④被保険者数変更・被保険者追加

保険証券等に記載された被保険者数を変更された場合は、新しい人数をご記入下さい。

保険証券等に記載のない方を同居人として追加された場合は、その方の氏名をご記入の上、ご契約者の方が申請書に署名、捺印、変更日（異動日）を記入しご通知下さい。

⑤他の家財保険、賠償責任保険の締結（追加契約）

他の保険会社（損害保険、少額短期保険、制度共済等）との間に、保険証券等記載の賃貸住宅に収容されている家財や被保険者の賠償責任保険契約を締結された場合は、他の保険会社名、保険の目的（家財または賠償）、保険金額をご記入の上、ご通知下さい。

⑥その他の変更

(ア) 補償対象（家財）の全部移転（引越）

保険証券等に記載された賃貸住宅より引越をするが、保険は解約せずそのまま満期日まで継続される場合、引越先住所をご記入の上、ご通知下さい。

* 新しい引越先によっては、異動（変更）承認できず解約して頂く場合がありますので、事前に当社までお問い合わせ下さい。

(イ) 入居住宅を住居以外の用途に変更

賃貸住宅を、事務所や店舗に変更された場合は、異動（変更）できません。解約の手続きをして下さい。

万一、異動（変更）の通知がなく保険事故が発生した場合、保険金は支払われず、保険契約は解除となりますので、十分ご注意下さい。

(ウ) 補償対象（家財）の全部譲渡

保険証券等に記載された賃貸住宅内の家財を全部譲渡された場合は、保険契約は失効となります。

保険契約者・被保険者が、故意または重大な過失により、上記のご通知を行わなかった場合、保険金のお支払いができない場合や、保険契約が解除される場合がございますので、変更が生じた際には、遅滞なく裏面の異動承認申請書に変更事項をご記入の上、当社までご郵送下さい。

